

令和 8 年第 1 回境港警察署協議会開催状況

開催日時	令和 8 年 2 月 17 日 (火) 午後 2 時 30 分から午後 4 時 00 分まで	
開催場所	境港警察署	
出席者	委員 (定数 6 人)	伊佐治会長、持田副会長、松本委員、土川委員、三瀬委員、 奥森委員 以上 6 人
	警察	谷本署長、金氏管理官、永田地域課長、小椋生活安全刑事 課長、穠山交通課長、南家警備課長、森林会計課長、交通 課員 1 人、警務課員 2 人 以上 10 人
議 事 概 要		
<p>1 挨拶 会長、警察署長から、挨拶があった。</p> <p>2 治安概要等説明</p> <p>(1) 生活安全刑事課関係 生活安全刑事課長から、刑法犯認知件数の推移、特殊詐欺認知状況等について説明があった。委員からの質疑等と、それに対する警察の回答は次のとおりであった。</p> <p>委員：中学生の飲酒・喫煙防止のため、どのような対策、啓発活動をしているか。 警察：中・高生等少年の飲酒・喫煙行為を認知した際は少年補導措置を行い、保護者へ引き渡している。たばこを所持していた場合には保護者に引継ぎ、処分するようお願いしている。また、機会あるごとに健全育成指導員等各関係機関に働きかけ、少年の非行防止対策や啓発活動を行っている。</p> <p>委員：令和 8 年 1 月 6 日に発生した地震により、境港市の被害状況が全国版ニュース等で報道されたが、これによる悪徳便乗商法の訪問被害等管内での発生はあったか。 警察：当署管内においては、1 月 9 日に、片言の日本語で「家にひびが入っているから直した方がいい。」と外国人風の男性が民家を訪れた旨の情報提供が 1 件寄せられた。また、県内においては、琴浦大山警察署管内の J A 赤碓支所から、「民家を訪問してきた県外者に屋根の修理代として 350 万円を請求され、代金を振り込もうとしている人が来所した。」旨の情報提供により、被害の発生を水際で阻止した事案等 3 件の報告を受けている。</p> <p>委員：警察安全相談を受理したら、警察官は全て現場対応をするのか。 警察：令和 7 年中に受理した相談全てに警察官が現場臨場するわけではなく、電話による助言で終わる電話相談もある。申出内容としては、騒音苦情、迷い犬、少年い集等の情報提供もある。</p> <p>(2) 交通課関係 交通課長から、交通事故の発生件数とその特徴等について説明があった。</p> <p>3 提言</p> <p>(1) 令和 7 年第 3 回協議会での提言 令和 7 年第 3 回協議会で委員から提言のあった、中学生の自転車利用のマナー向上方策について、交通課長から方針の報告があった。</p> <p>警察：中学生の自転車利用のマナー向上方策について検討した結果、教育委員会の協力により、中学校、高校の入学説明会で、保護者に対する講習を行う場を設けてもらった。同講習を通じて指導を行う予定である。</p>		

(2) 令和7年第4回協議会での提言

令和7年第4回協議会で委員から提言のあった、余子小学校の通学路の速度抑制について、交通課長から方針の報告があった。

警察：余子小学校の通学路の速度抑制について、対策としては速度取締りや路面へのマーキング等の方法がある。同所で通行車両の速度測定を行った結果、平均速度は20キロメートル毎時から30キロメートル毎時であったことから、現在、法定速度を30キロメートル毎時に改正中である。また、同校西側の市道においては、可搬式オービスで速度取締りを行っている。

4 質疑

委員：小篠津駐在所が夜間不在となっている現状が、地元住民に知れ渡っていないのではないか。この件を私が他人に伝えても良いか。

警察：小篠津駐在所は、昨年5月から女性警察官を含む2名体制の通り駐在所としての運用を試行中であり、自治会長や公民館長などには面接して情報共有を図っている。また、住民の皆さんには公民館等にミニ広報誌を配付して広報している。知りたい方がいれば、伝えてもらって構わないし、要望があれば可能な範囲で対応する。

5 体験

委員は、動画KYT（危険予測トレーニング）を体験した。

6 連絡事項

次回協議会は、令和8年6月中旬頃に開催する予定である。